

平成28年（2016年）度

滋賀県電気工事工業組合奨学生募集要領

滋賀県電気工事工業組合（以下「当組合」という。）では、原則として滋賀県に在住し、滋賀県立工業高等学校（以下「工業高校」という。）で学ぶ電気科の生徒を対象に、将来滋賀県の建設業界の活性化に寄与することを目的に学習活動や生活を支援するため奨学金を給付します。

1 奨学生に応募できる者

奨学生に応募できるのは、平成28年（2016年）6月1日現在、次の要件にすべて該当する工業高校生です。

- （1）県内に在住し、指定する学校・学科に在学する者（別紙参照）
- （2）生活上経済的援助が必要だと認められ、かつ学業成績の優秀な者
- （3）在籍年数（休学期間を除く）が在籍する課程の最短修了年数を超えていない者
- （4）県内の工業高校に概ね1年以上（申請時以前に在籍した期間を含む）在籍しようとする者

2 募集定員

60名以内

3 当組合への申請書提出期限

平成28年7月10日（募集期間は6/1～6/末）

ただし、学校毎に独自に事前締め切り日を設けている場合がありますので、各学校にご確認ください。

4 給付額

1人当たり月額5千円（年額6万円）

5 給付期間

奨学金の給付期間は、1年間とします。

ただし、翌年以降も応募することができます。(継続ではありません。)

6 給付方法

年2回、4～9月の在学を確認後、9月末までに3万円を指定口座に給付、10～3月の在学を確認後、3月末までに3万円を指定口座に給付します。

それぞれ組合の指定する奨学生名義の銀行口座に振込送金します。

ただし、給付月の月初めに学校に在籍しない者等には給付しません。

7 申請手続

奨学金の給付を申請する者は、次の書類を作成し、各学校の定める日までに、各学校の奨学金担当へ提出してください。

各学校は、申請書類を取りまとめ、提出期限までに当組合までご提出ください。(郵送の場合は、提出期限日の消印有効)

- (1) 奨学金給付申請書
- (2) 成績証明書またはこれに代わるもの
 - ① 2年生以上にあつては、成績証明書
 - ② 成績証明書が取れない場合、また1年生にあつては指導教員の推薦書
- (3) 本人、保護者等と生計同一者の住民票の写し

8 選考方法

当組合内で設置した選考委員会で受給者を決定する。決定通知は学校を通じて、学校及び受給決定者に対し文書で行う。

9 レポートの提出

奨学生には、奨学金の給付期間における学業や部活、また課外等での活動実績、更には今後の目標等についてのレポートを、学校を通じて当組合へ年2回提出していただきます。

なお、レポートは、前期分（4～9月）を9月15日までに、後期分（10月～3月）を2月15日までに提出してください。

レポート用紙は、A4版サイズとし、様式は特にありませんが、学校名、学年、氏名を必ず記載ください。

10 奨学金の停止等

次の各号の一に該当すると認められた場合は、奨学金の給付を停止または打ち切ることがあります。

- ① 休学したとき、または長期にわたって欠席したとき
- ② 退学したとき、または停学その他の処分を受けたとき
- ③ レポートの提出を理由なく怠ったとき
- ④ その他奨学金を要しない理由が生じたとき

11 問い合わせ先

滋賀県電気工事工業組合 事務局

〒525-0041 草津市青地町 299 番 1 号

TEL : 077-562-2069 FAX : 077-562-2081

E-mail : info@shigadenkouso.or.jp